

新たな宇宙基本計画に盛り込むべき事項
(宇宙活動に関する法制の整備)
(案)

平成 24 年 10 月 31 日

1. 現状と課題

米国、フランス等の主要国においては、国の許可、監督や宇宙損害の賠償の仕組みを規程する宇宙活動法の制定が進み、民間の宇宙活動に係る規制が行われている。また我が国においても民間事業者によるロケット打上げ、国外での打上げ委託、人工衛星の管理等の業務が行われている。

平成 20 年に制定された宇宙基本法（平成 20 年法律 43 号）において、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するため、また、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう、法制の整備を実施していくことが定められた。

また、現在、多国間協議の場において、宇宙活動の安全性及び持続可能性等を向上させていくための「宇宙活動に関する国際行動規範」について検討が行われている。我が国としてもできるだけ多くの国が参加する規範が合意されるよう、積極的に取り組んでいくべきであり、宇宙活動に関する法制整備の検討においてもその状況に留意する必要がある。

2. 今後の検討の在り方

今後の宇宙活動に関する法制整備の検討においては、民間の宇宙活動に係る規制と民間における宇宙開発利用の推進の両立を考慮する。

また、具体的な検討に当たっては、宇宙活動の種類の特定とともに、国の許認可及び継続的監督を行うために必要となる基準や、仮に事故等により国内外で被害が発生した場合の被害者の保護の在り方等に関して、検討を進める必要がある。